

保育施設利用申込に関する確認書

以下の内容を必ず確認し、□にレ点を記入の上、ご署名ください。

■申込みについて

確認欄

1	保育施設利用の申込みは年度ごとに申請が必要になります。(※例年11月頃より新年度申込開始)	<input type="checkbox"/>
2	申込書の記載内容は事実と合っていますか。 ※虚偽申告や故意に申告しなかった場合は、入所が取消しとなる場合があります。	<input type="checkbox"/>
3	利用申込みに必要な書類は、受付期間内に必ず提出してください。(不備や追加を理由に再提出を求められたものも含まれます。)	<input type="checkbox"/>
4	年度途中の利用調整は入所希望月の前月10日(10日が土日祝の場合は前開庁日)までに提出された書類で利用調整を行います。申込内容に変更があった場合は、必ず前月の10日までにお申し出ください。	<input type="checkbox"/>
5	妊娠中に保育施設利用の申込みをする場合は、必要書類が異なります。必ず申込みの際にお申し出ください。(申込み後に妊娠が判明した場合も同様です。)	<input type="checkbox"/>
6	入所の意思がなくなった場合は、こども家庭課へ連絡の上、「保育施設等利用取消申請書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>

■入所内定～入所後について

7	入所が内定した場合、入所するまでに「医療機関による健康診断」や「保育所等での面接」等、所定の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
8	保育所等では、基本的に医療行為、投薬行為ができません。 またアレルギー等により除去食が必要な場合は可能な限りで行っていますが、対応できないこともあります。	<input type="checkbox"/>
9	入所直後は、保育時間を短縮した「ならし保育」があります。入所直後から長時間お預けにはなれませんのでご注意ください。(お子様の年齢や健康状態でならし保育の実施期間は異なります。)	<input type="checkbox"/>
10	入所後も家庭状況や勤務状況に変更が生じた場合は、速やかにこども家庭課に届出し、変更内容が記された所定の書類を毎月25日までに提出してください。(事実と申込内容が異なる場合に入所が取消しとなる場合がございます。)	<input type="checkbox"/>
11	保育施設の継続利用は年度ごとに申請が必要となります。毎年10月頃に継続利用の為の書類を配布しますので、所定の書類を保育施設もしくはこども家庭課へ期日までに提出してください。	<input type="checkbox"/>
12	2ヶ月間連続して保育所等に登園しない場合は、「休園届」の提出が必要です。2ヶ月を越える場合は退園となります。※欠席期間中も在籍扱いになりますので保育料がかかります。	<input type="checkbox"/>
13	両親で育児休業を取得する場合は、こども家庭課までご相談ください。	<input type="checkbox"/>

■保育料について

14	保育料決定後に当該年度課税額に変更が生じた場合は保育料が変わることがあります。※4～8月分は前年度分、9～3月分は当該年度分の市町村住民税所得割額より算定します。4月1日時点の年齢が3歳以上のお子さんは保育料の徴収はありません。	<input type="checkbox"/>
15	保育料の滞納があった場合は、預貯金や給与、財産の差し押さえ等の処分の対象となります。(勤務先への給与等の照会、金融機関への残高照会等を事前に行います。)	<input type="checkbox"/>
16	保育料は世帯の税額により算定します。離婚されてもお子様と同居所に住民票がある場合は、父母の税額を合算の上、保育料を算定します。また、父母の収入が103万円に達していない場合には、同居している祖父母等のうち最も高い税額で保育料を算定することがあります。	<input type="checkbox"/>
17	認定こども園・地域型保育の保育料は施設への直接納付ですが、施設運営の確認のため、在籍する施設へ保育料の納付状況を確認することがあります。	<input type="checkbox"/>

■該当者のみ

18	【出産を事由に申込みの方】 出産事由の保育期間は、出産月とその前後2ヶ月の計5ヶ月間となります。その期間中に就労を開始(就労先を決定)した場合は、「就労(内定)証明書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
19	【介護・看護等を事由に申込みの方】 対象となる方の病状の改善や病院・施設での完全看護等、保育を必要とする事由に該当しなくなった時点で退所となります。	<input type="checkbox"/>
20	【求職活動を事由に申込みの方】 入所が決定した場合、3ヶ月間の期限付き入所となります。入所後2ヶ月以内に就労を開始し、「就労(内定)証明書」または「自営業等申告書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>

利用申込みにあたり、「保育施設等利用のご案内」及び本確認書の記載事項について了承しました。

令和 年 月 日

(ご署名)

保護者氏名